

## 茨木市市税口座振替事務取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市市税の納付手続を簡略化し、自主納付体制の確立と納期内納付率の向上を期するとともに、市民の利便性を図るため、市税の口座振替制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象税目)

第2 口座振替により取り扱うことのできる税目は、次に掲げるものとする。ただし、納期限を経過したものについては、取り扱わないものとする。

- (1) 市民税・府民税・森林環境税（普通徴収分に係るものに限る。）
- (2) 固定資産税・都市計画税
- (3) 軽自動車税種別割

(取扱金融機関)

第3 口座振替による市税の収納事務を取り扱うことができる金融機関は、茨木市の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関のうち、納税課と市税口座振替に関する契約を締結している金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

(対象者)

第4 口座振替により市税の納付をすることができる者は、市税の納税者のうち、取扱金融機関に口座を有する者で、口座振替について当該取扱金融機関の承認を受けた者とする。

(指定預金口座)

第5 市税の口座振替をすることができる口座は、次に掲げるもののうち、当該納税者が指定し、かつ、加入している口座（以下「指定預金口座」という。）とする。

- (1) 普通預金口座
- (2) 当座預金口座
- (3) 納税準備預金口座

2 前項の規定にかかわらず、納税者が加入していない口座を当該口座名義人の承諾を得て指定するときは、指定預金口座と同様に取り扱うことができる。

(口座振替依頼書による申込手続)

第6 市税の口座振替を希望する納税者は、茨木市市税口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書（兼解約（廃止）届）（様式第1号A・B・C・D。以下それぞれ「依頼書（A）・（B）・（C）・（D）」という。）を口座のある取扱金融機関又は納税課のいずれかへ提出しなければならない。

- 2 前項に規定する依頼書の提出は、当該納税者が開始を希望する振替時期の2か月前までに行わなければならない。
- 3 取扱金融機関は、依頼書の提出を受けたときは、記載事項及び指定預金口座を確認後、承認するものについては受付して、依頼書（A）は取扱金融機関で保管し、依頼書（B）には承認日及び取扱金融機関名の記入並びに承認印を押印の上、依頼書（B）及び依頼書（C）を納税課へ送付し、依頼書（D）を当該納税者に交付する。
- 4 納税課は、取扱金融機関から依頼書（B）及び依頼書（C）の送付を受けたときは、記載事項を確認し、受付印を押印の上、依頼書（B）を保管する。
- 5 納税課は、依頼書の提出を受けたときは、記載事項を確認後、受付して依頼書（A）・（B）・（C）を取扱金融機関へ送付し、依頼書（D）を当該納税者に交付する。
- 6 取扱金融機関は、納税課から依頼書（A）・（B）・（C）の送付を受けたときは、指定預金口座を確認後、承認するものについては受付して、依頼書（A）は取扱金融機関で保管し、依頼書（B）には承認日及び取扱金融機関名の記入並びに承認印を押印の上、依頼書（B）及び依頼書（C）を納税課へ送付する。
- 7 第4項の規定は、納税課が依頼書の提出を受け、取扱金融機関から依頼書（B）及び依頼書（C）が送付されたときについて準用する。

（ペイジー口座振替受付サービスによる申込手続）

第6の2 第6第1項の規定にかかわらず、市税の口座振替を希望する納税者は、第2第1号から第3号までに規定する対象税目について、マルチペイメントネットワークを利用した口座振替受付サービス（以下「ペイジー口座振替受付サービス」という。）による口座振替の申込みをすることができる。

- 2 当該サービスを利用した口座振替の申込みができる取扱金融機関は、第3に規定する金融機関のうち、市長が指定する金融機関（以下「ペイジー取扱金融機関」という。）とする。
- 3 当該サービスによる口座振替の申込みを希望する納税者は、ペイジー口座振替利用申込票（様式第2号）を納税課に提出しなければならない。
- 4 納税課は、前項の申込票が提出されたときは、記載内容に基づきペイジー口座振替受付サービス受付端末機（以下「受付端末機」という。）に必要事項を入力し、入力内容を納税者に確認させた後、キャッシュカード（磁気ストライプを有するものに限る。）を受付端末機のカードリーダーに読み取らせ、納税者に暗証番号を入力させる。
- 5 納税課は、前項の規定により入力された情報をペイジー取扱金融機関に送信するものとする。

6 ペイジー取扱金融機関は、受信した内容を確認の上、承認の可否を決定し、その結果を市長に送信するものとする。

7 納税課は、前項の規定により送信された結果に基づき、口座振替が承認されたときは、第3項の申込票を保管するとともに、ペイジー口座振替利用申込票（控）（様式第3号）を納税者へ交付し、口座振替が承認されなかったときは、納税者にその旨を通知する。

（口座振替の開始）

第7 口座振替による市税の納付の取扱いは、取扱金融機関から承認印を押印された依頼書（B）及び依頼書（C）が納税課に到着したもの又はペイジー口座振替受付サービスによる申込手続が完了しているものについて、当該納税者が希望した振替時期から開始するものとする。ただし、当該納税者が希望した振替時期から開始することが事務手続上困難であると認められるときは、次に到来する振替時期から開始するものとする。

2 納税課は、前項の規定により口座振替を開始するときは、納税者に市税口座振替開始（変更）のお知らせ（様式第4号。第15第4項において「開始（変更）通知」という。）を送付する。

（振替日）

第8 口座振替を行う日（以下「振替日」とする。）は、各対象税目の納期限の日とする。

2 振替日は、当該振替日が取扱金融機関の休業日の場合は、翌営業日とする。ただし、振替日が当該年度の末日の場合は、前営業日とする。

（口座振替請求データの送付等）

第9 納税課は、口座振替に必要な情報の送受信を市が委託する事業者（以下「伝送処理委託業者」という。）を介して取扱金融機関との協議によって定める日までに電気通信回線を通して伝送する方式（以下「データ伝送方式」という。）により行うものとする。

2 納税課は、口座振替請求データを作成し、伝送処理委託業者へ茨木市市税口座振替請求データ送付連絡票（様式第5号）とともに、6営業日前までに送信するものとする。

3 伝送処理委託業者は、前項の規定により市が送信した口座振替請求データを受信したときは、取扱金融機関別の口座振替請求データを作成し、取扱金融機関へ口座振替連絡票とともに、4営業日前までに送信するものとする。

4 伝送処理委託業者及び取扱金融機関は、口座振替請求データの内容を変更してはならない。ただし、市から茨木市市税口座振替請求停止通知書（様式第6号。第11において「停止通知書」という。）の送付があった場合は、この限りでない。

5 システム障害等によりデータ伝送方式が行えない場合は、納税課、伝送処理委託業者又は取扱金融機関で協議の上、電磁式記憶媒体など代替の方式にて行うものとする。

(振替納付手続)

第10 取扱金融機関は、口座振替請求データに基づき、振替日に指定預金口座から振替処理を行い、茨木市の指定する口座に入金するものとする。

2 取扱金融機関は、振替処理の手続完了後、茨木市市税口座振替済報告書（様式第7号）をとりまとめ店、茨木市指定金融機関を経由して、茨木市会計管理者に送付するものとする。

3 取扱金融機関は、振替処理の手続完了後、茨木市市税口座振替済報告書兼手数料請求書（様式第8号。第18において「報告書兼請求書」という。）を納税課に提出するものとする。

(口座振替の一時停止)

第11 納税課は、口座振替請求データを伝送処理委託業者を介して取扱金融機関に送信した後、3営業日前までに納税者から口座振替による市税の納付が一時的に困難である旨の申出があるときは、停止通知書を当該取扱金融機関に送付する。

(口座振替結果データの送付等)

第12 取扱金融機関は、振替納付手続の完了後、口座振替結果データを作成し、振替日の2営業日以内に伝送処理委託業者へ送信する。

2 伝送処理委託業者は、取扱金融機関から受信した口座振替結果データを統合し、必要事項を記載した振替結果一覧表及び不能結果一覧表とともに、市へ振替日後3営業日以内に送信するものとする。

3 システム障害等によりデータ伝送方式が行えない場合は、第9第5項の規定を準用する。

(振替不能の取扱い)

第13 取扱金融機関は、振替日に指定預金口座の預金不足等により口座振替が不能となったときは、振替不能の理由を納税課へ通知する。

2 同一振替日に同一名義人の振替件数が2件以上ある場合には、口座振替可能な請求分から振り替えるものとし、その振替について優先順位をつけない。

3 預金残高が振替を行う金額に満たないときは、一部のみの振替は行わない。

4 口座振替ができないときは、別の日における再振替は行わないものとする。

5 納税課は、口座振替が不能となった場合、その旨の通知に納付書を付して、速やかに当該納税者に送付するものとする。

(口座振替済通知書の送付)

第14 納税課は、市税を口座振替により収納したときは、茨木市市税口座振替済通知

書（様式第9号）を速やかに当該通知書を希望する納税者に送付するものとする。ただし、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車に対する軽自動車税種別割の納税証明を必要とする納税者には、茨木市市税口座振替済通知書・軽自動車税納税証明書（継続検査用）（様式第10号）を速やかに送付するものとする。

（変更手続等）

第15 口座振替を依頼した納税者は、口座振替の変更をするときは、第6第1項又は第6の2第1項の規定に準じ、その手続を行わなければならない。

2 第6第2項から第7項まで及び第6の2第2項から第7項までの規定は、口座振替の変更について準用する。

3 口座振替の変更は、依頼書（B）及び依頼書（C）が納税課に到着したもの又はペイジー口座振替受付サービスによる申込手続が完了しているものについて、当該納税者が希望した時期から変更するものとする。ただし、当該納税者が希望した時期から変更をすることが事務手続上困難であると認められるときは、次に到来する時期から変更するものとする。

4 納税課は、口座振替の変更をするときは、当該納税者に開始（変更）通知を送付するものとする。

（解約手続等）

第15の2 口座振替を依頼した納税者は、口座振替の解約をするときは、依頼書

（A）・（B）・（C）・（D）を取扱金融機関又は納税課のいずれかへ提出しなければならない。

2 第6第2項から第7項までの規定は、口座振替の解約について準用する。

3 口座振替の解約は、依頼書（B）及び依頼書（C）が納税課に到着したものについて、当該納税者が希望した時期から解約するものとする。ただし、当該納税者が希望した時期から解約することが事務手続上困難であると認められるときは、次に到来する時期から解約するものとする。

（取消し）

第16 納税課は、納税者が次の各号のいずれかに該当するときは、口座振替による市税の納付の取扱いを取り消すことができる。

(1) 納税者又は口座名義人が死亡したとき。

(2) 納税者が解約の届けを提出しないで口座を解約したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、口座振替による市税の納付の取扱いを取り消すことが必要と認めるとき。

（口座振替の継続）

第17 口座振替による市税の納付の取扱いは、第15の2の規定による解約の手続がな

されたとき又は第16の規定により取り消されたときを除き、自動で継続するものとする。

(取扱手数料の請求及び支払)

第18 口座振替による市税の収納事務の取扱手数料は、取扱金融機関と協議の上、茨木市において負担するものとし、取扱金融機関から送付される報告書兼請求書に基づき支払うものとする。

(機密保護の義務)

第19 納税課は、口座振替による市税の収納事務に係る情報を取扱金融機関に引き渡す場合は、茨木市個人情報保護条例（平成18年茨木市条例第36号）の規定に基づき、当該口座振替の事務を執行するために必要であり、かつ最小限のものに限定するものとする。

2 取扱金融機関及び伝送処理委託業者は、口座振替の事務に関し、知り得た個人情報の秘密保持、目的外利用及び外部提供の禁止、事故発生時における報告義務を厳守するものとする。

(株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う自動払込)

第20 株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う自動払込については、この要綱の規定中「取扱金融機関」とあるのは「株式会社ゆうちょ銀行」と、「口座振替」とあるのは「自動払込」と、「預金」とあるのは「貯金」と、「普通預金」及び「当座預金」とあるのは「通常貯金」とする。

(その他)

第21 この要綱に定めるもののほか、口座振替の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市市税口座振替事務取扱要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

## 附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市市税口座振替事務取扱要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年1月6日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市市税口座振替事務取扱要綱第2の規定は、振替日が実施期日以後となる茨木市市税について適用する。ただし、平成31年度第4期分の固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市市税口座振替事務取扱要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月1日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市市税口座振替事務取扱要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月4日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市市税口座振替事務取扱要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和7年1月4日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市市税口座振替事務取扱要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

本書のとおり、私名義の預金(貯金)口座から口座振替・自動払込により納付したいので、裏面の約定(ゆうちょ銀行を除く)を承認のうえ申し込みます。なお、私以外の納税義務者等の納付金を振替納付するときは、その納税義務者等の同意を得ています。また、茨木市への当依頼書(申込書)の送付は、私に代わって貴行からお願いします。

太線枠内に必要事項を記入し、該当する項目に○印をつけてください。

納税義務者	住所	(〒 - )	申込日	年 月 日
	フリガナ		電話	
水道利用者	氏名	(明・大・昭・平・西暦 年 月 日生)		

区分	種 目	主 体 番 号	振替(払込)方法	振替(払込)開始(廃止)時期
① 新規	<input type="radio"/> 軽自動車税		全期	年度から
	<input type="radio"/> 固定・都計税		全期・期別	年度 期分から
	<input type="radio"/> 市・府民税		全期・期別	年度 期分から
② 解約	<input type="radio"/> 国民健康保険料	被保険者番号 茨国	全期・期別	担当課から後日通知します
	<input type="radio"/> 後期高齢者医療保険料	被保険者番号	期別	担当課から後日通知します
③ 納付	<input type="radio"/> 介護保険料 (65歳以上のかた)	被保険者番号 0 0 0	毎月払い	担当課から後日通知します
	<input type="radio"/> 保育所等利用者負担額	・公立教育・保育施設の利用者負担額(公立幼稚園・公立認定こども園を除く)及び延長保育料、主食費用・副食費用、給食費用、おやつ代等の合計額 ・私立保育所の利用者負担額 上記の内容が、下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	<input type="radio"/> 学童保育室利用料	基本利用料・延長利用料の合計額が下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	<input type="radio"/> 水道料金 下水道使用料	使用者番号 -		振替指定日は検針日を基準として市が指定する日とします。

ゆうちょ銀行以外の金融機関	銀行	本店	種別	種目コード	契約種別コード	払込先口座番号
	信金・信組	支店	市税		35	00960-2-960146
	労金・農協	支所	国保		28	00990-8-960539
		出張所	後期	166	28	00960-6-960706
金融機関コード	支店コード		介護	(176)	28	00920-8-960581
預金の種類	口座番号(右つめで記入)		保育		30	00990-8-960335
普通①			学童		33	00990-6-960822
当座②			振込先加入者			茨木市会計管理者
納税準備③			種別	種目コード	契約種別コード	茨木市水道事業管理者
			水道	166	22	00960-7-38785
			金融コード	通帳記号		通帳番号(右つめで記入)
			9900	1	0	の

フリガナ	届出印	納税義務者等との関係	電話番号
口座名義人		本人・配偶者・子親・その他( )	

取扱金融機関 使用欄	2枚目にも押印	日付印
	検印 印鑑照合 受付	

## 約定事項 (ゆうちょ銀行を除く)

- 私が茨木市に納めるべき市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所等利用者負担額、学童保育室利用料、水道料金・下水道使用料の納付書等が茨木市から貴行に送付されたときは、貴行において振替指定日に指定口座から私に通知することなく、納付書等に記載の金額を振替納付してください。
- 預金の払出手続きについては、当座勘定約定書、普通預金約定、納税準備金約定、又は預金規定にかかわらず、小切手の払出し、又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしませんから、貴行所定の方法で処理してください。
- 指定口座の残高が振替日において納付すべき金額に満たないときは、私に通知することなく、茨木市の納付書等を返戻させても異議ありません。
- この口座の振替契約は、貴行が必要と認めたとき、私の納付義務が消滅したとき、長期間にわたり引落としができなかったとき等、相当の事由があるときは、解約されても異議はありません。
- この口座振替契約を解除する場合には、私から貴行へ届け出ます。
- この口座振替による納付に係る領収書の発行については請求いたしません。
- 市税及び国民健康保険料の納付方法が全期納付の場合で、万一所定の振替日において指定口座の残高が納付すべき金額に満たないときは、2期以降期別納付に変更してください。
- 学童保育室利用料の納付は、学童保育室入室中の対象児童全員に係る利用料を指定の口座から口座振替により納付します。
- この取扱いについて、万一紛議が生じても貴行及び茨木市に迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

(この規定に関してはゆうちょ銀行のホームページ又は担当課まで)

## 振替日について

【市 税】	税目	期別	振替日	税目	期別	振替日	税目	期別	振替日
	軽自動車税	全期	5月31日	固定資産税 都市計画税	全期	5月31日	市・府民税 (普通徴収)	全期	6月30日
					1期	5月31日		1期	6月30日
					2期	7月31日		2期	8月31日
					3期	9月30日		3期	10月31日
					4期	1月 4日		4期	1月31日
	ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。								

### 【国民健康保険料】

全期前納の場合、6月末日。期別納付の場合は当該納付月の末日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。

### 【後期高齢者医療保険料】

当該納付月の末日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。

### 【介護保険料】

当該納付月の末日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。

### 【保育所等利用者負担額】

当該納付月の翌月 15日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。

### 【学童保育室利用料】

当該納付月の30日 (2月は28日)。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。

(様式第1号B)

茨木市長  
(申込先) 茨木市水道事業  
管理者

茨木市  
国民健康保険料  
後期高齢者医療保険料  
介護保険料

税 保育所等利用者負担額  
学童保育室利用料  
水道料金・下水道使用料

口座振替納付依頼書  
(兼解約(廃止)届)  
自動払込受付通知書

本書のとおり、私名義の預金(貯金)口座から口座振替・自動払込により納付したいので、裏面の約定(ゆうちょ銀行を除く)を承認のうえ申し込みます。なお、私以外の納税義務者等の納付金を振替納付するときは、その納税義務者等の同意を得ています。

納納保水 税納道 付付 義義護使 務務者者 者者者者	住所	(〒 - )	申込日	年 月 日
	氏名	フリガナ	電話	
		(明・大・昭・平・西暦 年 月 日生)		

主体番号

区分	種 目	主 体 番 号	振替(払込)方法	振替(払込)開始(廃止)時期
① 新 規	市 税 ④ 軽自動車税		1	年度から
	⑤ 固定・都計税		1・2	年度 期分から
	① 市・府民税		1・2	年度 期分から
② 解 約	○ 国民健康保険料	被保険者番号 茨国	全期・期別	担当課から後日通知します
	○ 後期高齢者医療保険料	被保険者番号	期別	担当課から後日通知します
② 解 約	○ 介護保険料 (65歳以上のかた)	被保険者番号 0 0 0	毎月払い	担当課から後日通知します
	○ 保育所等 利用者負担額	・公立教育・保育施設の利用者負担額(公立幼稚園・ 公立認定こども園を除く)及び延長保育料、主食費用・ 副食費用、給食費用、おやつ代等の合計額 ・私立保育所の利用者負担額 上記の内容が、下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	○ 学童保育室利用料	基本利用料・延長利用料の合計額が下記の口座 から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	○ 水道料金 下水道使用料	使用者番号		振替指定日は検針日を基準として 市が指定する日とします。

ゆうちょ銀行以外の金融機関	銀行	本店	ゆうちょ銀行	種別	種目コード	契約種別コード	払込先口座番号
	信金・信組	支店		市税		35	00960-2-960146
	労金・農協	支所		国保		28	00990-8-960539
		出張所		後期	166	28	00960-6-960706
金融機関コード	支店コード		介護	(176)	28	00920-8-960581	
預金の種類	口座番号(右つめで記入)		保育		30	00990-8-960335	
普通①			学童		33	00990-6-960822	
当座②			振込先加入者			茨木市会計管理者	
納税準備③			種別	種目コード	契約種別コード	茨木市水道事業管理者	
			水道	166	22	00960-7-38785	
			金融コード			通帳記号	
						通帳番号(右つめで記入)	
			9900	1	0	の	

フリガナ	届出印	納税義務者等との関係	電話番号
口座名義人		本人・配偶者・子 親・その他( )	

当店に上記預金(貯金)口座名義人の預金(貯金)があることを確認し、本書を承認しました。

年 月 日

取扱金融機関

承認印

市税	国保	後期	介護	保育	学童	日付印
水道	通知日	入力日	確認印	整理番号		

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。(金融機関→茨木市保管)

茨木市 国民健康保険料 介護保険料 後期高齢者医療保険料

口座振替・自動払込納付について

さきに、あなたから申し出のありました口座振替・自動払込による納付は、下記のとおり取扱いすることになりましたので通知します。

納付義務者 住所 (〒 - ) 申込日 年 月 日 氏名 フリガナ 氏名 様 電話

口座振替・自動払込の振替日

区分 ①新規 ②解約 【国民健康保険料】 全期前納の場合は6月末日。期別納付の場合は当該納付月の末日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。 【後期高齢者医療保険料】 当該納付月の末日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。 【介護保険料】 当該納付月の末日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。 振替(払込)方法 (振替開始時期) ① 国民健康保険料 被保険者番号 茨国 全期・期別 全期: 年度分から毎年度6月振替 期別: 年 月 (第 期分) から ② 後期高齢者医療保険料 被保険者番号 期別 年度 期分から (初回振替日: 年 月 日) ③ 介護保険料 (65歳以上のかた) 000 被保険者番号 毎月払い 年度 期分から (初回振替日: 年 月 日)

ゆうちょ銀行以外の金融機関 銀行 本店 支店 支所 出張所 信金・信組 労金・農協 金融機関コード 支店コード 預金の種類 口座番号(右つめで記入) 普通 当座 納税準備 種別 種目コード 契約種別コード 払込先口座番号 市税 国保 後期 介護 保育 学童 振込先加入者 茨木市会計管理者 種別 種目コード 契約種別コード 茨木市水道事業管理者 水道 166 22 00960-7-38785 金融コード 通帳記号 通帳番号(右つめで記入) 9900 1 0 の フリガナ 口座名義人 納税義務者等との関係 電話番号 本人・配偶者・子親・その他( )

※ 年度第 期までの保険料につきましては、納付書で納めてください。すでに納付済みの場合は行き違いですので、ご了承ください。

※複数の種目を同時に申し込まれた場合、整理の都合上、市税・各保険料・保育所等利用者負担額・学童保育室利用料・水道料金・下水道使用料によって開始時期が異なる場合があります。お手数ですが、各担当課からの通知を確認してください。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

(金融機関→茨木市→ご本人)

取扱金融機関 御中  
ゆうちょ銀行

本書のとおり、私名義の預金(貯金)口座から口座振替・自動払込により納付したいので、裏面の約定(ゆうちょ銀行を除く)を承認のうえ申し込みます。なお、私以外の納税義務者等の納付金を振替納付するときは、その納税義務者等の同意を得ています。また、茨木市への当依頼書(申込書)の送付は、私に代わって貴行からお願いします。

太線枠内に必要事項を記入し、該当する項目に○印をつけてください。

納税義務者	住所	(〒 - )	申込日	年 月 日
	フリガナ		電話	
水道利用者	氏名			
納付義務者		(明・大・昭・平・西暦 年 月 日生)		

区分	種 目	主 体 番 号	振替(払込)方法	振替(払込)開始(廃止)時期
① 新規	<input type="radio"/> 軽自動車税		全期	年度から
	<input type="radio"/> 固定・都計税		全期・期別	年度 期分から
	<input type="radio"/> 市・府民税		全期・期別	年度 期分から
② 解約	<input type="radio"/> 国民健康保険料	被保険者番号 茨国	全期・期別	担当課から後日通知します
	<input type="radio"/> 後期高齢者医療保険料	被保険者番号	期別	担当課から後日通知します
③ 納付	<input type="radio"/> 介護保険料 (65歳以上のかた)	被保険者番号 0 0 0	毎月払い	担当課から後日通知します
	<input type="radio"/> 保育所等利用者負担額	・公立教育・保育施設の利用者負担額(公立幼稚園・公立認定こども園を除く)及び延長保育料、主食費用・副食費用、給食費用、おやつ代等の合計額 ・私立保育所の利用者負担額 上記の内容が、下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	<input type="radio"/> 学童保育室利用料	基本利用料・延長利用料の合計額が下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	<input type="radio"/> 水道料金 下水道使用料	使用者番号 -		振替指定日は検針日を基準として市が指定する日とします。

ゆうちょ銀行以外の金融機関	銀行	本店	種別	種目コード	契約種別コード	払込先口座番号
	信金・信組	支店	市税		35	00960-2-960146
	労金・農協	支所	国保		28	00990-8-960539
		出張所	後期	166	28	00960-6-960706
金融機関コード	支店コード		介護	(176)	28	00920-8-960581
預金の種類	口座番号(右つめで記入)		保育		30	00990-8-960335
普通①			学童		33	00990-6-960822
当座②			振込先加入者			茨木市会計管理者
納税準備③			種別	種目コード	契約種別コード	茨木市水道事業管理者
			水道	166	22	00960-7-38785
			金融コード	通帳記号		通帳番号(右つめで記入)
			9900	1	0	

フリガナ	納税義務者等との関係	電話番号
口座名義人	本人・配偶者・子親・その他( )	

市・金融機関受付日

年 月 日

日付印

市・取扱金融機関 使用欄

裏面の約定事項(ゆうちょ銀行を除く)をご確認ください。  
※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

(ご本人保管)

ペイジー口座振替利用申込票

申込年月日		
年	月	日

(申込先) 茨木市長

1 納税義務者

住所		
フリガナ		電話番号
氏名		

2 口座名義人  上記の納税義務者と同じ

※ 上記の納税義務者と異なる場合は、下欄をご記入ください。

住所		
フリガナ		電話番号
氏名		

3 振替希望税目

税目	主体番号	開始時期
<input type="checkbox"/> 市・府民税 (普通徴収分)		年 期分より
<input type="checkbox"/> 固定資産税 都市計画税	単独 所有分	年 期分より
	共同 所有分	年 期分より
<input type="checkbox"/> 軽自動車税種別割		年 期分より

※市・府民税 (特別徴収分ならびに年金特徴分)、法人市民税、市たばこ税は、  
口座振替できません。

(市使用欄)

--

市受付印

ペイジー口座振替利用申込票（控）

申込年月日		
年	月	日

(申込先) 茨木市長

1 納税義務者

住所		
フリガナ		電話番号
氏名		

2 口座名義人  上記の納税義務者と同じ

※ 上記の納税義務者と異なる場合は、下欄をご記入ください。

住所		
フリガナ		電話番号
氏名		

3 振替希望税目

税目		主体番号										開始時期			
<input type="checkbox"/>	市・府民税（普通徴収分）													年	期分より
<input type="checkbox"/>	固定資産税 都市計画税	単独 所有分												年	期分より
		共同 所有分												年	期分より
<input type="checkbox"/>	軽自動車税種別割													年	期分より

※市・府民税（特別徴収分ならびに年金特徴分）、法人市民税、市たばこ税は、  
口座振替できません。

市受付印

様

茨木市総務部納税課

## 市税口座振替開始（変更）のお知らせ

市税の口座振替にご協力いただきありがとうございます。

下記金融機関で契約された口座振替については、

開始年月日に指定された日付から振替を開始いたしますので、記載内容の確認をよろしくお願ひします。

税目	受付年月日	開始年月日	振替方法

金融機関名 支店名	(      -      )		
預金種別		口座番号	
口座名義人			

※ご指定の口座からの振替確認につきましては、通帳の記帳にてお願ひします。

※口座振替契約の解約または変更をされる場合は、解約届および新たな依頼書をそれぞれの金融機関へ提出してください。

お問合せ先  
茨木市総務部納税課管理係  
TEL 072-622-8121 (代表)  
TEL 072-620-1616 (直通)

# 茨木市市税口座振替請求データ送付連絡票

年 月 日

\_\_\_\_\_様

茨木市総務部納税課

下記のとおり市税口座振替請求データを送付します。

振替日	年 月 日
-----	-------

税目	軽自動車税 種別割	固定資産税 ・都市計画税	市民税・府民税 (普通徴収分)	合計
振替内 請求	件	件	件	件
	円	円	円	円



# 茨木市市税口座振替済報告書

年 月 日

(報告先) 茨木市会計管理者

とりまとめ店  
所在地  
(金融機関)  
店名  
支店長名

店  
印

印

下記のとおり市税口座振替納付の振替日における納付状況を報告します。

データの受渡方法		振替日		
		年 月 日		
データの受渡方法		1. データ伝送 2. その他 ( )		
税目	軽自動車税 種別割	固定資産税 ・都市計画税	市民税・府民税 (普通徴収分)	合計
振替 依頼 (A)	件	件	件	件
	円	円	円	円
振替 不能 (B)	件	件	件	件
	円	円	円	円
振替 済 A-B	件	件	件	件
	円	円	円	円
振替 手数料				円 (内税)

# 茨木市市税口座振替済報告書 兼手数料請求書

年 月 日

(提出先) 茨木市長

とりまとめ店  
所在地  
(金融機関)  
店名  
支店長名

店  
印

印

下記のとおり市税口座振替納付の振替日における納付状況を報告、請求します。

		振替日	年 月 日		
データの受渡方法		1. データ伝送 2. その他 ( )			
税目	軽自動車税 種別割	固定資産税 ・都市計画税	市民税・府民税 (普通徴収分)	合 計	
振替 依頼 (A)	件	件	件	件	件
	円	円	円	円	円
振替 不能 (B)	件	件	件	件	件
	円	円	円	円	円
振替 済 A-B	件	件	件	件	件
	円	円	円	円	円
振替 手数料					円 (内 税)

(市→取りまとめ店→市納税課)

納税課保管

茨木市市税口座振替済通知書	
税目	
振替済額	円
振替日	年 月 日
年 通知書番号	
上記のとおり口座振替により領収しました。	
年 月 日	
茨木市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>	

この通知書は、左記の内容の市税を口座振替により領収したことを証するものとなりますので、5年間大切に保存しておいてください。

**【注意事項】**

- 預金不足等により振替できなかった場合は、その期に限り一般の納付方法により納付していただくことになります。
- 口座振替の解約または変更（振替方法・振替税目・口座）をされる場合は、金融機関へ解約・依頼書を提出してください。
- 金融機関の変更をされる場合は、解約届および新たな依頼書をそれぞれの金融機関へ提出してください。

様式第10号

<p style="text-align: center;">年度</p> <p style="text-align: center;">茨木市市税口座振替済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">氏名 (名称)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>主体番号</td> <td style="width: 15%;"></td> <td>通知書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td></td> <td>標識番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td></td> <td>振替日</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記の税額について、指定口座より振替のうえ領収しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">茨木市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p>◎ 日頃より納税に、ご理解ご協力いただきありがとうございます。          この通知書は、領収書にかわるものですから、5年間大切に保管してください。          また、右納税証明書（継続検査用）は車検の際に必要なので検査証と一緒に大切に保管してください。          なお、有効期限が記入されていない場合、車検に使用できません。</p>	氏名 (名称)				主体番号		通知書番号		税目		標識番号		税額		振替日		<p style="text-align: center;">軽自動車税納税証明書（継続検査用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">納 税 義 務 者</td> <td style="width: 15%;">住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">標識番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証明書の有効期限</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">茨木市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 継続検査において自動車検査証の送付を受けようとする際に、この証明書が必要となりますので大切に保存してください。</li> <li>2 証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。</li> <li>3 有効期限の記入されていない場合、車検に使用できません。</li> </ol>	納 税 義 務 者	住所		氏名		標識番号		納付年月日		証明書の有効期限	
氏名 (名称)																												
主体番号		通知書番号																										
税目		標識番号																										
税額		振替日																										
納 税 義 務 者	住所																											
	氏名																											
標識番号																												
納付年月日																												
証明書の有効期限																												